

令和6年8月23日

事業主各位

ゼロ健康保険組合

短時間労働者「社会保険の適用拡大」について

日頃、健康保険組合の事業運営にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。標記の件につきまして、令和2年法改正の一部が本年10月1日から施行されることに伴い、今後の健康保険組合の取扱いが下記のとおり変更となりますので、ご周知のほどよろしくお願いいたします。

記

< 短時間労働者の適用拡大 >

現在、常時労働者が101人以上の事業所に適用されている「短時間被保険者」の扱いが、常時51人以上に適用が拡大されます。令和6年10月1日以降、以下の条件に該当する者は社会保険の強制適用（短時間被保険者）となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 報酬月額が8万8千円以上
- ③ 学生でない者
- ④ 勤務期間2月以上の見込み

以上